

# みとう保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

名 称	みとうメディカル株式会社
所 在 地	大阪市住吉区長居東四丁目 6 番 8 号
電 話 番 号	0 6 – 6 6 0 7 – 0 4 0 4
代表者氏名	代表取締役 倉岡 七恵

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	みとう保育園			
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区長居西三丁目 6 番 4 号			
連 絡 先	電話番号 0 6 – 4 7 0 0 – 8 8 3 0 FAX 0 6 – 4 7 0 0 – 8 8 3 8			
管 理 者	園長 長橋 明子			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
認 可 定 員	0歳児 2歳児 4歳児	3人 15人 19人	1歳児 3歳児 5歳児	6人 19人 19人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 満1歳以上満3歳未満の児童 満1歳未満の児童			
開 設 年 月 日	2019年 4月 1日			
事 業 所 番 号	2710051006585			

## 3 施設の目的・運営方針

みとう保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地		219.31m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 3階
	延べ面積	377.75m <sup>2</sup>
園庭		地上園庭23.68m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
事務室	1室	
幼児用トイレ	3室	各階1室
多機能トイレ	1室	1階
大人用トイレ	3室	調理室用、2階、3階
その他		沐浴設備、シャワーパン、幼児用手洗い 冷暖房・床暖房完備

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 保育における基本的な考え方

- ・子ども一人ひとりを大切にした保育と日課の充実を図り、個々の状態を把握し、健康で安全な生活習慣がみにつくようとする。
- ・豊かな人間性、感性をそなえた子どもを育成する。

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和7年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う。	15	11	4	
事務職員	事務全般に従事する。	1		1	
嘱託医	年に2回の内科健診及び相談、 年に1回の歯科健診及び相談	2		2	
用務員	環境整備	1		1	

※当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※給食は、株式会社ジャパンメディカルフードに業務委託しております。

### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (7:30~19:30)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (7:30~19:30)
保育士	正規の勤務時間帯 (7:30~19:30)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社ジャパンメディカルフードが行います。）

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

## 10 共同保育実施施設

当園は、みとう保育ルームの共同保育実施施設として合意しており、土曜日や家庭保育協力期間中において、みとう保育ルームの利用者児童数が少ない場合、当園にて、合同保育をさせていただくことがあります。

## 11 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等  
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 12 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもがともに育ちあうこと

を基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき  
(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき  
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	てらかど診療所
医院長名又は医師名	寺角 国弘（てらかど くにひろ）
所 在 地	大阪市住吉区長居 4-10-23
電 話 番 号	06-6694-3856

- (2) 歯科

医療機関の名称	かなえデンタルクリニック
医院長名又は医師名	倉岡 香苗（くらおか かなえ）
所 在 地	大阪市住吉区長居西 2-11-4
電 話 番 号	06-6608-6480

## 16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・防火戸	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理	有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

## 18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 倉岡 七恵（代表取締役） 長橋 明子（みとう保育園園長） ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 06-4700-8830 FAX 06-4700-8838 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	白樺 章行	電話 06-6691-0502	学校法人稻垣学園 愛児幼稚園 理事長
第三者委員		芦田恵美子	電話 06-6606-3334 民生委員
		西村 聰	電話 06-6701-5407 西村社会保険労務士 所長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 20 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入予定です。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	施設の欠陥や施設の内外で行われる仕事の遂行、もしくはイベントが原因となって生じた対人・対物事故により当園が法律上の損害賠償責任を負った際、次に示す保険金が支払われます。
保険金額	1名につき 上限1億円 1事故につき 上限3億円

保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	園児が移動中などに傷害を負った際、次に示す保険金が支払われます。
保険金額	死亡・後遺障害 上限500万円 入院1日につき 上限5000円 通院1日につき 上限2500円

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
0歳児	3人	3人	3人
1歳児	6人	6人	6人
2歳児	9人	12人	12人
3歳児	15人	16人	14人
4歳児	16人	13人	13人
5歳児	15人	13人	12人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	なし
自己評価の実施状況	令7年3月実施	なし

23 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨  
なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

入園時・新年度用品について

		みとう保育園	
		金額(税込)	金額(税込)
		0～2歳児	3歳児以上
入園時	連絡ノート	500円	
	おたよりケースセット (ケース、シール帳、シール、ノート)		1,050円
	園帽子	1,200円	1,200円
	体操服(半袖)		2,110円
	体操服(半ズボン)		1,560円
	リュック		3,980円
	スマック		1,560円
	レンタル布団の専用シーツ	1,000円	1,000円
	卒園アルバム(5歳児のみ)		2,000円
年額	アルバム(写真代) 1, 2歳児のみ	800円	
	シール帳、シール		620円
	日本スポーツ振興センター掛金(任意)	315円	315円
月額	行事費(行事の際のプレゼント代)	400円	400円
	絵本代	3歳児	460円
		4歳児	470円
		5歳児	460円
	布団レンタル料(5歳児除く)	1,000円	1,000円
	主食費		1,500円
	副食費		4,800円
	卒園のための積立金(5歳児のみ)※		1,000円
3歳児クラス 進級時	お道具箱セット(お道具箱、 12色クレパス、はさみ、のり、 自由画帳、粘土ケース、粘土)		3,340円
4、5歳児 クラス 進級時	水性マーカー8色		680円
	ワークブック(せんとひらがな)(5歳児のみ)		440円
	卒園アルバム(5歳児のみ)		2,000円
延長保育料	【保育標準時間認定を受けた方】 月額2,900円／スポット1回30分150円		
	【保育短時間認定を受けた方】 スポット1回30分150円		

※のり補充100円、マーカー単色85円

※遠足代は、隨時実費にて徴収させていただきます。貸し切りバス遠足の場合3000円程度になります。

※体操教室(1,100円程度)、英語教室(250円程度)は選択により、徴収させていただきます。

※卒園のための積立金は、5歳児のみの行事費(お泊り保育・卒園時の記念品購入・

卒園アルバム代不足分)として徴収させていただきます。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。

みとう保育園における保育サービス利用契約の締結に当たり、事業者は保護者に對し、この重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承しました。

令和        年        月        日

【事業者】

事 業 者 名        みとうメディカル株式会社 みとう保育園

事業者所在地        大阪市住吉区長居西三丁目 6 番 4 号

事業者代表者        代表取締役        倉岡 七恵        印

説 明 者 名        園長 長橋 明子

【保護者】 (自署または記名押印)

保 護 者 住 所        \_\_\_\_\_

児 童 氏 名        \_\_\_\_\_

保 護 者 氏 名        \_\_\_\_\_ 印

児童から見た続柄        \_\_\_\_\_